

教育課程特例校における特別の教育課程に基づく教育編成の方針

【概要】

筑北村では、平成24年度より乳幼児期から義務教育終了までの子ども一人一人の育ちに対する一貫性のある支援の構築を目指して「家庭教育の推進」や「特別支援教育の推進」などの基本施策を掲げた「子ども支援プロジェクト」を立ち上げている。

この基本施策の一つに「国際理解教育の推進」があり、保育園から中学校まで一貫した英語教育を行うために村費のALT(外国語指導助手)・JTE(日本人英語指導員)を配置し、学級担任と3人体制で教育委環境を整え、児童がコミュニケーションを図る素地・能力を培うとともに、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する状況づくりを進めてきた。

子どもたちが、これからのグローバル社会を生きていくうえで、コミュニケーションの手段として、外国語を使えるようになることは大きな意義がある。本村は山間地で外国人と接する機会が大変少ない。そこで、外国語活動を通して異文化への理解を深めるとともに、人間としての視野が広がり、視野が広がる中で、地域について深い愛着を持てる児童に育ていくことを期待している。

【特別の教育課程を編成する学校】

- ・筑北村立筑北小学校

【開始年度】

- ・平成30年度より教育課程特例校を受ける。
- ・令和6年度は、英語活動が教育課程にない第1・2年の教育課程に英語活動を入れるため、教育課程特例校申請をしている。(教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂される期間とする。)

【概要】

- ・「生活科」を10時間削減したうえで、10時間を新たに確保し、新領域「外国語活動」の授業を20時間に充てる。

＜筑北小学校 外国語活動＞

【編成方針】

①1、2学年の「外国語活動」では、自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、身近な人々とかかわることの楽しさが分かり、進んで交流しようとする態度の育成を図ります。

②外国語活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養います。

③外国語活動を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養います。

【実施内容】

○実施にあたっては、生活科から10時間、学校裁量から10時間の計20時間を充てる。その際、生活科の内容とリンクさせるようにする。(季節行事等)

○目の前の子どもたちが興味・関心を持っている学習対象は何であるのかを考えながら、授業づくりをする。

○カード遊びやクイズ、ビンゴなどさまざまな学習形態で活動を展開し、子どもたちは楽しみながら、Native speakerの英語に触れることができるようにする。

○児童が不安なく外国語を楽しむことができるように、シンプルな英語表現で授業を進める。

○「外国語活動」と「外国語」のスムーズな連携を意識した年間指導計画の見直し・修正を行う。

○未就園児年間6回の「英語であそぼう」や保育園児年間10回の「英語とともだち」の実践と関連付けながら楽しい外国語活動にしていく。

12-1 教育課程授業時数 教育課程特例校(1・2年外国語活動)

☆令和6年度 授業時数

学年 教科等	1	2	3	4	5	6
国 語	306	315	245	245	175	175
社 会	0	0	70	90	100	105
算 数	136	175	175	175	175	175
理 科	0	0	90	105	105	105
生 活	92	95	0	0	0	0
音 楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家 庭	0	0	0	0	60	55
体 育	102	105	105	105	90	90
外国語	0	0	0	0	70	70
道 徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な 学習の時間	0	0	70	70	70	70
外国語活動	20	20	35	35	0	0
合 計	860	920	980	1015	1015	1015
児童会・クラブ	2	2	5	19	19	19

※2

※2

※1

※1 児童会(16)・ふるさとふれあい講座(2)・運動会係会(1)の時間は、学校裁量とする。
(余剰時間から確保)

※2 ・本校は、平成27年度より、教育課程特例校(1. 2年外国語活動)の適用を受けている。
・1～2学年の生活を10時間削減した上に、学校裁量から10時間あらたに確保し、新領域「外国語活動」の授業20時間に充てる。
・教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるよう学習指導要領が改訂されるまで続く。